平成２５年（フ）第９６号
愛媛県松山市御幸２丁目１番13号　幸荘２号
債務者　宮田　眞弘
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１７号
愛媛県今治市東鳥生町４丁目２番10号　グランデＫⅡＣ棟201、前住所愛媛県今治市桜井乙32番地360、前々住所愛媛県今治市松木１番地18
債務者　長井　尚英
1　決定年月日時　平成25年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２５年（フ）第６６号
大分県由布市挾間町古野191番地１
債務者　櫻井　幸江
1　決定年月日時　平成25年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第９２号
大分県別府市石垣東７丁目３番６―203号　プランドール千疋前、従前の住所大分県別府市石垣東６丁目６番８号
債務者　吉田　由美
1　決定年月日時　平成25年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第９７号
大分県臼杵市大字臼杵２の107番地の722、従前の住所大分市大字葛木565番地の16
債務者　江藤　鈴子
1　決定年月日時　平成25年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第８７号
鹿児島県鹿児島市桜島松浦町61番地
債務者　寺原　康浩
1　決定年月日時　平成25年４月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第１７号
鹿児島県霧島市国分中央２丁目17番５号
債務者　秋山みち子
1　決定年月日時　平成25年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２５年（フ）第２１号
宮城県柴田郡柴田町船岡東４丁目14番14号
債務者　渡邊多美子（旧姓大宮）
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２５年（フ）第３０号
福島市森合字道端９番地の８　トレ道端Ａ
債務者　佐藤　正治
1　決定年月日時　平成25年４月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
福島地方裁判所

平成２５年（フ）第１６号
茨城県取手市宮和田198番地７
債務者　塚本　良子
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第２３号
茨城県守谷市松前台４丁目18番地１　エスポワールＡ203、前住所茨城県常総市内守谷町きぬの里２丁目24番地35
債務者　岩城　智恵
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第２４号
茨城県龍ケ崎市小柴４丁目１番地２　12棟403号室
債務者　正木　幸子
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第２６号
茨城県取手市青柳403番地３　エルディム茂作204号
債務者　川森　康隆
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第３６号
茨城県取手市東５丁目４番26―Ａ101号
債務者　古谷由加子（旧姓渡邉）
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第３７号
茨城県牛久市刈谷町３丁目47番地４　ルーミー牛久11号館101、前住所茨城県取手市吉田677番地４
債務者　墳崎　　勉
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第４０号
茨城県牛久市田宮町576番地104　ハピネスナカイ102、前住所茨城県龍ケ崎市松葉１丁目23番地３
債務者　國分　孝信
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係